

世田谷区告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区松原一丁目118番1の内

(2) 世田谷区松原一丁目118番1の内

3 変更の区域

(1) 延長 52.24メートル

幅員 0.24メートルから0.56メートルまで

面積 14.75平方メートル

(2) 延長 30.16メートル

幅員 0.25メートルから0.29メートルまで

面積 8.47平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年5月27日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分(供用開始)

街区 松原一丁目18番

